

国住政第 174 号
令和 4 年 4 月 1 日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長
(公印省略)

住宅企画官

「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 11 条の 4 第 3 項に規定する、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者に課される不動産取得税を軽減する特例措置においては、特例の適用にあたって当該改修工事が行われたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）」に基づく、「評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）」が一部改正され、新たに設けられた断熱等性能等級 5 等を基準として読み込める規定の見直しが行われました。また、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、買取再販住宅の区分を新たに創設しました。

これに伴い、標記通知においても、断熱等級に関する規定の見直しを踏まえた改正及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除における買取再販住宅を対象とする様式の追加を実施するとともに、その他所要の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。